

告 示

埼玉県告示第八百九十七号

平成二十九年七月十八日付け埼玉県告示第八百二十六号で告示した上尾都市計画区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十九年八月八日

埼玉県知事 上 田 清 司